

議案第 8 号

相互救済事業の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 1 項の規定により、毎年度予算で定める経費を支弁して、北名古屋市の所有又は占有に属する財産で必要なものの火災その他の災害による損害に対する相互救済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業のうち建物災害共済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託するため必要があるからである。